

## 参考資料 6

(第40回労働政策審議会雇用環境・均等分科会の資料2-1「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱(令和4年4月1日施行分)(諮問)」)

厚生労働省発雇均 0830 第2号

令和3年8月30日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 育児休業申出等の方法

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）第五条第六項に規定する育児休業申出、第十六条の八第一項の規定による請求（法第十六条の九第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項の規定による請求（法第十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第十九条第一項の規定による請求（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七条第四項の通知、同条第八項の通知、第四十五条第五項の通知、第五十三条第五項の通知及び第六十二条第五項の通知を行う方法の一つとして、電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。）の送信の方法（事業主が相当と認める場合（規則第七条第四項の通知にあつては、労働者が希望する場合）に限るものであり、また、労働者及び事業主（同項の通知にあつては、労働

働者)が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)を定めること。

## 第二 妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等

一 労働者が事業主に対し、当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実(以下四において「妊娠等の事実」という。)を申し出たときに、当該事業主が当該労働者に知らせなければならない事項について、次のとおりとすること。

- (一) 育児休業に関する制度
- (二) 育児休業申出の申出先
- (三) 雇用保険法第六十一条の六第一項に規定する育児休業給付に関する事
- (四) 労働者が育児休業期間について負担すべき社会保険料の取扱い

二 一の労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことに準ずる事実を次のとおりとすること。

- 1 労働者が特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、一歳に満たない者を現に監護していること又は特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求することを予定しており、当該請求に係る一

歳に満たない者を監護する意思を明示したこと。

2 労働者が養子縁組里親として一歳に満たない児童を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したこと。

3 労働者が児童の親等の意に反するため養子縁組里親として当該児童を委託することができない者であつて、養育里親として一歳に満たない者を委託されていること又は当該者を受託する意思を明示したこと。

三 事業主が労働者に対し、一の事項を知らせる場合は、次のいずれかの方法によって行わなければならないこと（（三）及び（四）に掲げる方法にあつては、労働者が希望する場合に限る。）とすること。

- (一) 面談による方法
- (二) 書面を交付する方法
- (三) ファクシミリを利用して送信する方法
- (四) 電子メール等の送信の方法（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

四 労働者が事業主に対し妊娠等の事実を申し出たときに、事業者が講じなければならない育児休業申出に係る当該労働者の意向を確認するための措置について、次のとおりとすること。（（三）及び（四）に掲げる措置にあつては、労働者が希望する場合に限る。）

（一） 面談

（二） 書面の交付

（三） ファクシミリを利用しての送信

（四） 電子メール等の送信（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるときに限る。）

### 第三 育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置

法第二十二條第一項第三号の厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置は、次のとおりとすること。

一 その雇用する労働者の育児休業の取得に関する事例の収集及びその雇用する労働者に対する当該事例の提供

二 その雇用する労働者に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知

#### 第四 その他

一 この省令は、令和四年四月一日から施行すること。

二 その他所要の改正を行うこと。